

5. 新報附張

阿智村園原簡易水道施設の維持管理に關し委託者阿智村屋敷調忠勝を
とし、受託者阿智村智里 園原簡水組合 代表 船谷 恒 を乙として、
次のとおり委託契約を締結する。

煉石の精製法

管理。基礎に於ては、

- 1) 管理者は、常時安全でかつ清浄な水を必要だけ供給するため毎日施設を巡回し、水質、水量、配水、給水、消毒(残留塩素)等の状況を最善な状態に管理する。
- 2) 水源・配水池・減圧槽・管理道路等の草刈や清掃等を実施し、施設環境の衛生保全に努める。
- 3) 水道管路は、漏水等に注意し発見したときは水道係へ連絡をする。

と 委託業務の期間

- 1) 委託業務の期間は、平成5年4月1日より平成10年3月31日までとする。

委託業務の金額

- 1) 委託業務の金額は、年額525千円(施設管理費360千円+管理
抑償費165千円)とする。

必要な物品

- 1) 委託業務に必要な道具(スコープ、ジヨレン、カマ)等について
- 2) 作業現場への燃料代及び通断料はこの負担とする。

6. 附註

- 1) 此の契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

上記の証として木藝2通を作成し各自1通を保有するものとする。

平成5年3月31日.

阿智斗長

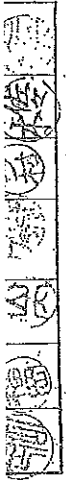
WILEY

三國志卷之六

團原簡水組合

20
200
100

23



水道維持管理委託契約書

阿智村簡易水道施設の維持管理に
関し委託者阿智村長 岡庭 一雄 を甲と
受託者阿智村智里 國原簡易水道組合 代表 田中 義幸 を乙として、次のと
り委託契約を締結する。

6、協議

1) 此の契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこ
れを定める。

上記の証として本書2通を作成し各自1通を保有するものとする。

平成16年4月1日

委託業務の内容

阿智村簡易水道維持管理マニュアルに基づく管理。

- 1) 管理者は、常時安全でかつ清浄な水を必要だけ供給するため毎日施
設を巡回し、水質、水量、配水、給水、消毒(残留塩素)等の状況を最善
な状態に管理する。
- 2) 水源・配水池・減圧槽・管理道路等の草刈や清掃等を実施し、施設環
境の衛生保全に努める。
- 3) 水道管路は、漏水等注意到意し発見したときは水道係へ連絡をする。
- 4) この外、緊急な作業のある時は甲の要請により出役する。

委託業務の期間

- 1) 委託業務の期間は、平成16年4月1日より平成21年3月31日までとする。
- 2) 但し、期限終了一月前までに甲乙何れかから契約更改の申し出がない
場合は、同一条件にて契約を更新したものとみなす。

委託業務の金額

- 1) 委託業務の金額は、年額525千円とする。
- 2) 支払方法については甲乙協議のうえ決定する。

委託業務に必要な物品

- 1) 委託業務に必要な道具(スコップ、ジョレン、カマ)等については甲が
貸与する。
- 2) 作業現場への燃料代及び通断員は乙の負担とする。

業務報告

- 1) 乙は、維持管理記録に記載し、甲の求めにより提出する。

阿智村長 岡庭 一雄
阿智村智里 國原簡易水道組合 代表 田中 義幸

阿智村智里 國原簡易水道組合 代表 田中 義幸

JA 阿智

6157816

田中義幸

水道維持管理委託契約書

阿智村園原簡易水道施設の維持管理に関し委託者阿智村長 岡庭一雄 を甲とし、受託者阿智村智里 園原簡易水道組合 代表 熊谷 操 を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

1、委託業務の内容

阿智村園原簡易水道維持管理マニュアルに基づく管理。

- 1) 管理者は、常時安全でかつ清浄な水を必要だけ供給するため毎日施設を巡回し、水質、水量、配水、給水、消毒(残留塩素)等の状況を最善な状態に管理する。
- 2) 水源・配水池・減圧槽・管理道路等の草刈や清掃等を実施し、施設環境の衛生保全に努める。
- 3) 水道管路は、漏水等に注意し発見したときは水道係へ連絡をする。
- 4) この外、緊急な作業のある時は甲の要請により出役する。

2、委託業務の期間

- 1) 委託業務の期間は、平成23年4月1日より平成28年3月31日までとする。
- 2) 但し、期間終了一月前までに甲乙何れから契約更改の申し出がない場合は、同一条件にて契約を更新したものとみなす。

3、委託業務の金額

- 1) 委託業務の金額は、年額525千円(施設管理費360千円+管理補償費165千円)とする。
- 2) 支払方法については甲乙協議のうえ決定する。

4、委託業務に必要な物品

- 1) 委託業務に必要な道具(スコップ、ジョレン、カマ)等については甲が貸与する。
- 2) 作業現場への燃料代及び通勤具は乙の負担とする。

5、業務報告

- 1) 乙は、維持管理記録に記載し、甲の求めにより提出する。

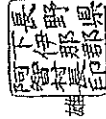
6、協議

- 1) 此の契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

上記の証として本書2通を作成し各自1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

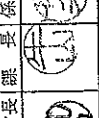
甲 阿智村長 岡庭 一



乙 阿智村智里 3520番地1

園原簡易水道組合
代表 熊谷



村 長	副 村 長	課 長	係 長	課 長	係 長	外 係 長
						

水道維持管理委託契約書

阿智村園簡易水道施設の維持管理に関し委託者阿智村長 熊谷 秀樹 を
甲とし、受託者阿智村智里3520番地1 熊谷 孝志 を乙として、次のとお
り委託契約を締結する。

1、委託業務の内容

阿智村園簡易水道維持管理マニュアルに基づく管理。

- 1) 管理者は、常時安全でかつ清浄な水を必要に応じて供給するため毎日施設を巡回し、水質、水量、配水、給水、消毒(残留塩素)等の状況を最善な状態に管理する。
- 2) 水源・配水池・減圧槽・管理道路等の草刈や清掃等を実施し、施設環境の衛生保全に努める。
- 3) 水道管路は、漏水等に注意し発見したときは上下水道係へ連絡をする。
- 4) この外、緊急な作業のある時は甲の要請により出役する。

2、委託業務の期間

- 1) 委託業務の期間は、平成28年4月1日より平成33年3月31日までとする。

3、委託業務の金額

- 1) 委託業務の金額は、年額360千円とする。
- 2) 支払方法については甲乙協議のうえ決定する。

4、委託業務に必要な物品

- 1) 委託業務に必要な道具(スコップ、ジョレン、カマ)等については甲が貸与する。
- 2) 作業現場への燃料代及び通勤具は乙の負担とする。

5、業務報告

- 1) 乙は、維持管理記録に記載し、甲の求めにより提出する。

6、協議

- 1) 此の契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

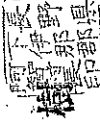
上記の証として本書2通を作成し各自1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

長野県下伊那郡阿智村駒場483番地

阿智村長

熊谷 秀樹



甲

乙 阿智村智里3520番地1



村 長	副村長	議 長	保 長	係	課 外

水道施設管理業務委託契約書

証 第 5 号 乙

阿智村園原浄水場の施設管理に関し委託者 阿智村水道事業管理者 阿智村長 熊谷秀樹を甲とし、受託者阿智村智里3520番地1 熊谷孝志 を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

1、委託業務の内容

阿智村園原浄水場の維持管理

- 1) 管理者は、常時安全でかつ清浄な水を必要なだけ供給する為、施設を巡回し、水質水量、配水、給水、消毒(残留塩素)等の状況を最善な状態に管理する。
- 2) 水源・浄水場・配水池・管理道路等の草刈や清掃等を実施し、施設環境の衛生保全に努める。
- 3) 水道管路は、漏水等に注意し発見したときは役場水道係へ連絡をする。
- 4) この外、緊急な作業のある時は甲の要請により出役する。

2、受託業務の期間

- 1) 受託業務の期間は、令和3年4月1日より令和4年3月31日までとする。
- 2) 甲ならびに乙は、前項の期間満了1ヶ月前までに契約の更新をしない旨の申し出、ならびに契約事項の変更を求める申し出を行わない場合においては、本契約と同一条件で当該期間満了の翌日からさらに一年間契約の更新をしたものとみなす。以後においても同様とする。

3、委託業務の金額

- 1) 委託業務の金額は、1時間926円とする。
- 2) 支払方法については甲乙協議のうえ決定する。

4、委託業務に必要な物品

- 1) 管理業務に必要な道具については甲が貸与する。
- 2) 管理業務の車及び燃料代は乙の負担とする。

5、業務報告

- 1) 乙は、維持管理記録に記載し、甲の求めにより提出する。

6、秘密保持

- 1) 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

7、協 議

- 1) 此の契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議してこれを定める。

上記の証として本書2通を作成し各自1通を保有するものとする。

令和 3 年 4 月 1 日

甲 長野県下伊那郡阿智村駒場488番地1 阿智村水道事業管理者 阿智村長 熊谷秀樹

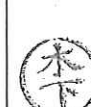
乙 阿智村 智里0520 番地

熊谷孝志

支出決裁伝票 (B/S)

平成29年度 阿智村水道事業会計

決定No. 29-000037-00

所 属						起 票 日	平成29年 4月24日			
						支払予定日	平成29年 4月27日			
決 裁	村長 (管理者)	副村長	総務課長	財政係長	主管課長 (出納員)	主管係長	係	事務担当	出納室長 (合議)	出納員 (合議)
										
						決 裁 金 額		360,000円		
借 方 科 目						貸 方 科 目				
款 項 目 節 細 節 明 細	062 流動負債 30 未払金 10 営業未払金 10 営業未払金 0010 営業未払金 0010 営業未払金					款 項 目 節 細 節 明 細	052 流動資産 10 現金・預金 15 預金 10 預金 0010 預金 0010 預金			
摘 要	水道維持管理委託料 28年度分									
平成 年 月 日							収入 印 紙		支 払 済 印	
住所										
氏名							印		29. 4. 27	
住所 長野県下伊那郡阿智村智里3520番地1 氏名 熊谷 孝志						支払方法	口座振込		預金	
						金融機関名	5405 みなみ信州農業協同組合			
						支 店 名	060 阿智支所			
						種 別	普通預金	口座番号	6113788	
						口座名義名	クマガイ タシ			
備 考										

支出決裁伝票

平成29年度 阿智村水道事業会計

決定No.	29-000679-00
-------	--------------

負擔No. 29-000622

所 属						起 票 日		平成30年 3月31日		
						支払予定日		平成30年 4月27日		
決 裁	村長 (管理者)	副村長	総務課長	財政係長	主管課長 (出納員)	主管係長	係	事務担当	出納室長 (合議)	出納員 (合議)
										
款 項 目 節 細 明 細							決 裁 金 額		360,000円	
							本 体 金 額		333,334円	
							消 費 税 額 等		26,666円	
							予 算 現 額		5,920,000円	
							負 担 累 計		5,855,204円	
							予 算 残 額		64,796円	
							002 水道事業費用			
10 営業費用										
10 原水及び浄水費										
18 委託料										
0010 委託料										
0010 委託料										
予 算 所 属			税 区 分			課 税				
細 節			明 細			決 裁 金 額			消費税額等	
委託料			委託料			360,000円			26,666円	
借 方			科 目			貸 方			科 目	
款 項			002 水道事業費用			款 項			062 流動負債	
目 節			10 営業費用			目 節			30 未払金	
10 原水及び浄水費						10 営業未払金				
18 委託料						10 営業未払金				
細 節			0010 委託料			細 節			0010 営業未払金	
明 細			0010 委託料			明 細			0010 営業未払金	
摘 要		園原簡易水道施設維持管理委託								
契 約 先		長野県下伊那郡阿智村智里3520番地1 熊谷 孝志								
支 払 済 額		支 払 回 数		1/1回						
期 間		平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日								
平成 年 月 日							収 入 印 紙		支 払 済 印	
									18.4.27  No 681	
住所							印			
氏名										
住所 長野県下伊那郡阿智村智里3520番地1							支 払 方 法		口座振込	
氏名 熊谷 孝志							金融機関名		5405 みなみ信州農業協同組合	
							支 店 名		060 阿智支所	
							種 別		普通預金	
							口座名義名		クマガイ 妙子	
							口座番号		6077994	

次のとおり

してよいか決裁をお願いします

甲第 39 号証

村 長	副村長	課 長	係 長	係
				

添付書類 第 2 号

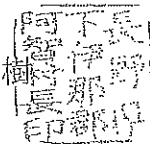
29 阿建第 420 号

平成 29 年 12 月 14 日

智里西自治会

自治会長 熊谷 秀二様

阿智村長 熊谷 秀樹



地元施行支障木等補償金交付決定通知書

平成 29 年 12 月 10 日付で申請のあった平成 29 年度地元施行支障木等補償金につきましては、申請のとおり交付を決定します。但し、実績により交付決定額を変更することがあります。

記

交付決定額 291,110 円

内訳

45,170 円 (澁谷貢 所有山林)

171,810 円 (熊谷秋利 所有山林)

74,130 円 (熊谷あい子 所有山林)

020525_全協 pm1

1:53:30

勝野

支障木の補償の問題でございます。

ちょっと整理する為に確認させて頂きたいと思います。

この支障木の補償金の問題について私はこだわって、申請書の不備ならば本来その事業はやらないんじゃないかと。やらなければ補償金は払わないのが当然というのが私は考えていたんだけど、産建の報告では不備だったけども支払金には間違いはなかったと、分けてという報告がありました。あくまでも不備だったけども。ですから不備のものにお金を払うなんていうのは、そんな原因は起こらないんじゃないかということで、議論させて頂いた経過があるんですけども、その後の村長さんの方から、書類も不備だったがお金の支払いも間違っておりました。事業全体が間違いでありました。申し訳なかったということでお詫びがあり、当時の今久留主課長、櫻井課長の方からもお詫びがあつたんですけども、それに基づいて私も定例会の時に、支払の不備があつたんならばそのお金をどうするんだってということで質問をしたんですけども、その前に確認すればよかったんですけど、そうすると村長さんの言っていたことと、産建の報告されたことが食い違っているんですけども、いいんですかね。あくまでも産建はお金の支払いは間違いなかったと。村長さんは両方間違っ
て申し訳なかった、事業全体が間違っていましたと。こういう村長さんの言った事と産建の言った事が、産建のみなさんそれでいいんですかね。食い違っているんですけど。ちょっとそこだけ確認。
議会もそのままになっているんですけど、議会もこの食い違いはそのままでもいいのかどうなのか。

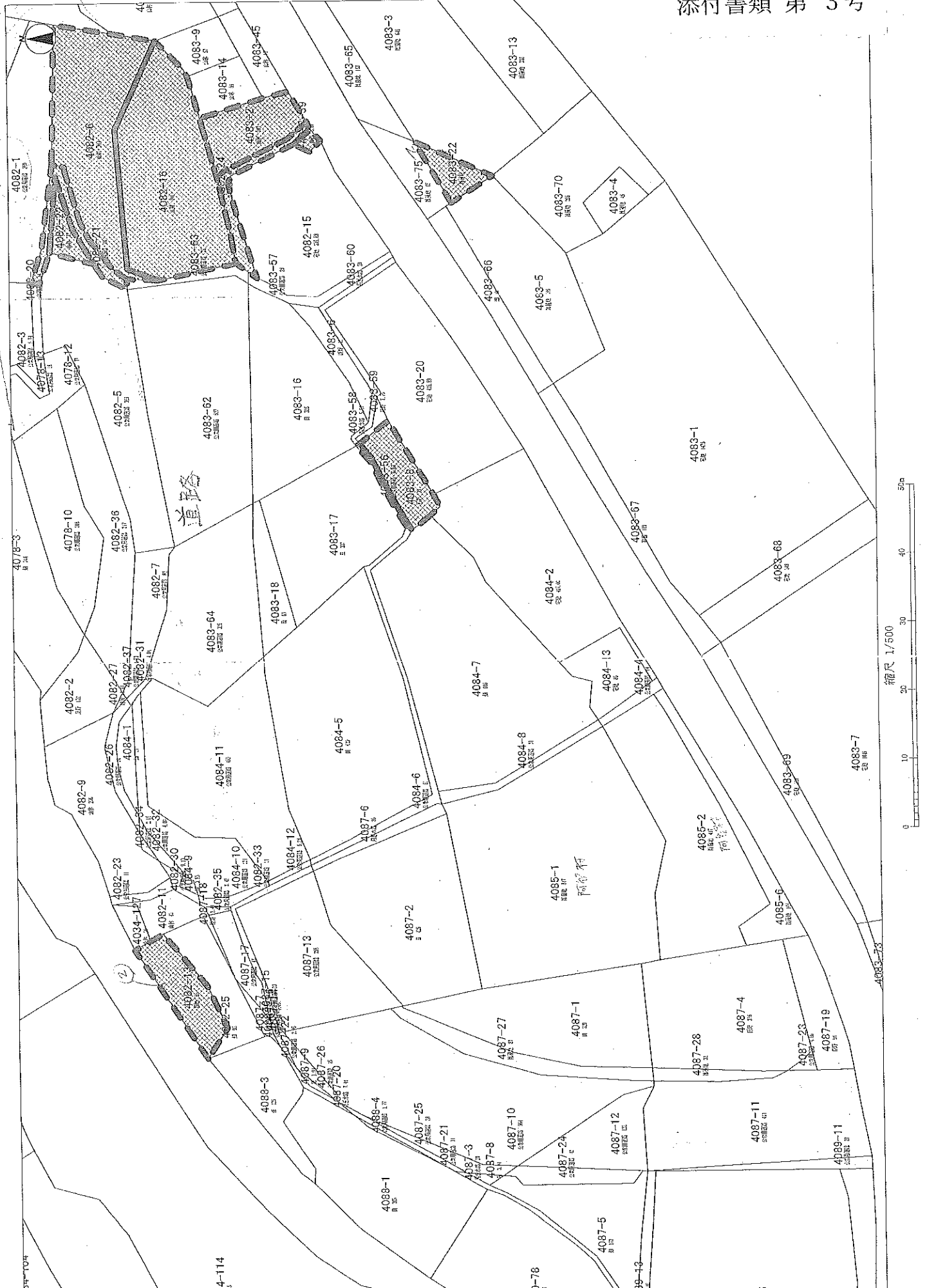
議長

その件については委員長さんということもありますし、その後議運ということもあるので分けて
いただいて。

野村

今朝ほどその問題につきまして産建の中で協議したとこでございますが、産建といたしましては、先ほど勝野議員の言われたように、支払については自治会の方から出たことであって、支払ったことには問題がなかったと、その過程において2通りの申請書があつたというのは遺憾であるということで、その問題につきましては議運の方に委ねようではないかということで、産建では議運の方にお任せしたということがありました。

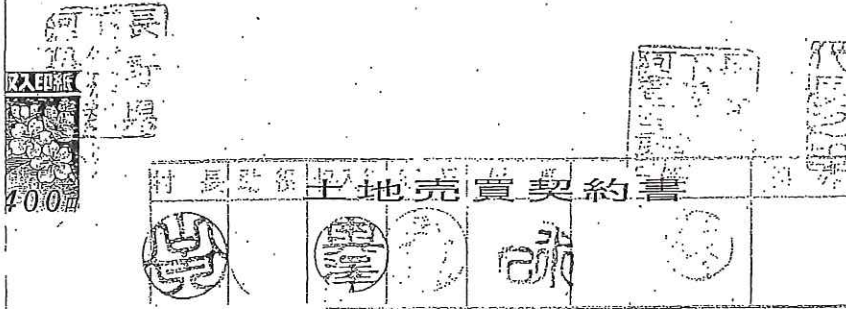
その後議運の中で、協議をしました。その中で副村長さんが懲罰委員会の委員長ということで副村長さんからお話があつたんですが、これ議運の中の話しですが、課長2人係長2人職員2人の処分をしたという報告がありました。それについて後の全協で報告をして頂けるようお願いをして今日に至っているということでございますので、産建といたしましては議運の方へお任せしたということで、そんなような流れになってきたと思います。



印刷日：2020年9月11日

注意：この履歴は、事務用に作成されたものです。正提の台帳は「道路台帳」の成果をご利用ください。

TOHOKU



阿智村が施工する村道Ⅲ-306号線新設工事施工の為に必要な土地について、売主 本谷園原財産区 を甲とし、(以下「甲」という。) 買主阿智村長 山内 康 治 を乙とし(以下「乙」という。)下記条項により土地売買に関する契約を締結する。

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表第1に掲げる土地(以下「土地」という。)を乙に売渡し、土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ土地に物件が存するときは、当該物件を移転するものとする。

② 乙は、別記内訳書により下記金額を甲に支払うものとする。

土 地 代 金 金 222,244 円

別表第2に掲げる物件の移

転料及び同表に掲げるその 金 円

他通常受ける損失の補償金

合 計 金 222,244 円

(土地の引き渡し期限等)

第2条 甲は、平成7年3月31日までに乙に土地を引き渡すものとする。

この場合において、土地に前条第1項に規定する権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅させ(当該権利が登記されているときは、当該登記を抹消させるものとする。)かつ、土地に前条第1項に規定する物件が存するときは、あらかじめ当該物件を移転するものとする。

② 土地に前条第1項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、甲は、当該権利の消滅(当該権利の登記の抹消を含む。)に協力するものとする。

この偽造契約書の写しは、村長が無断で渋谷晃一に渡したものです。

役場内部の閲覧印が押されているのが証拠です。

(登記関係書類の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の届出をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙に提出するものとする。

(補償金の支払)

第4条 乙は、第2条第1項の規定により甲より土地を引き受け、かつ、土地の所有権移転登記手続費の整備が完了したときは、すみやかに甲の指定する金融機関の口座に土地代金を支払うものとする。

② 甲は、土地に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に同条同項に規定する物件以外の物件等が存する場合において、当該権利者、物件所有者と乙との間にそれぞれ権原契約等が成立した時、当該権利者及び物件所有者に前条の規定により書類を提出させ頭金の金額のうち金
円の支払を乙に請求させることができる。

(土地の譲渡等の禁止)

第5条 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一、土地を第三者に譲渡すること。
- 二、土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 三、土地に物件を設置すること。
- 四、土地の地形を変更すること。

② 土地に甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は、当該物件に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定しはならない。

③ 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(差留物件の処理)

第6条 第2条に規程する期限後において、土地に第1条第1項に規程する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

第7条 この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決をするように努めなければならない。

(収入印紙の負担)

第8条 この契約書に必要な収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第9条 この契約に異議を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として、契約書2通を作成して、甲、乙記名、押印のうえそれぞれ1通を保有する。
前、この契約書は協会の議決を得られたとき本契約として認められるものとする。

平成7年3月2日

(甲) 住所 阿智市智里 3444-19
氏名 本谷國原財産区
(乙) 阿智市長 山内 康

乙第 29 号証

決裁	村長	助役	収入役	課長の長	係長	合	議
							

復 命 書

平成 7 年 2 月 7 日

阿智村長

山内 康治 殿

 課 係
 職名 氏名 勝野 弘人 

命により出張したところ、その概要は下記のとおりでありますので、復命します。

記

1 期 日 平成 7 年 2 月 7 日 (火) から
平成 年 月 日 () まで

2 用務先



北設楽郡榑武町

3 用 務

ア-リ-道路用地交渉

4 概 要

別紙のとおり

5 10

ア-リール 遺族
 渋谷 町 会 館、ゆきえ 義 相 続 について

H. 7. 2. 7 日 火

渋谷 建典 [REDACTED] 是
 渋谷 茂平 原 重 渋谷 マリ子

出席者 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
 陽野 牛山
 [REDACTED] 久保田 課長

10

。母親(渋谷ゆきえ)がすでに死別したものと承知の上で、地元の
 皆さんには、ご迷惑は掛けたくない
 尚、お金についても母親がすでに亡くなった事と承知の上で、
 地元で死別された方も結構です。

15

この時ゆきえは都内在中であることが資材裁断も証明された。

。相続多岐については [REDACTED] 氏が現在行方不明であり大変
 ご迷惑を掛けたい。

20

お村でも [REDACTED] 氏の問題について研究等するので、建典さ
 んに時差力を要し
 [REDACTED] さん以外の相続人については [REDACTED] さんから理解を求
 んです。

。至急連絡して了解を促す

5 10
火 相統登記に際内⁵が¹⁰かる。(相統不能起の保) の⁵が¹⁰お
通⁵工事¹⁰に⁵着¹⁰手⁵さ¹⁰せて⁵頂¹⁰き⁵たい。

5 10
。工事着⁵手¹⁰了⁵解¹⁰

添付書類 第 5 号

平成 30 年 12 月 25 日

本谷園原財産区総代長
渋谷 吉彦 様

阿智村議会議長 熊谷 義文

本谷園原財産区への回答

財産区の皆様にもご迷惑やご心配をおかけしておりますが、議会では行政に対して再調査を行い、下記のとおり回答いたしますのでご理解をお願いいたします。改めて財産区の権利は正当なものであり、請求についても村の指示のとおり行っていたものと理解しました。

議会の対応が遅れ、関係の皆様にご迷惑をおかけしたことを重ねてお詫び申し上げます。今回の反省をし、今後の議会活動に活かしてゆくつもりですので、よろしくをお願いいたします。

○始めに

私たち議会は、本谷園原財産区の皆さんとの懇談会や、過去の経過の再調査を行った結果、以下のことを理解するに至りました。

- ①ヘブンスそのほり地代に係る地域振興補助金は、補助金交付規則の対象外であること。

村が本件の処理の仕方について、財産区に請求書のみで補助金を支払う方法を示し、以降その手法で交付されてきた経過から見ても、明らかであると考えます。

- ②平成 29 年に、村が補助金申請の方法を変更したいと突然財産区に申し出た内容は不適切といえること。

- ③ このことについて 1) 県からの指導 2) 村監査員からの指摘 3) 村民からの税金逃れとの声 等をその根拠としましたが

- 1) については、当時の副村長が県に問い合わせたが、県からはこの件についての見解ではなく、一般的な補助金交付の流れについてのアドバイスであった。

2) については、監査員合議の上での文書による正式な指摘ではなく、当時の観光課長という立場の議選監査員が、監査の席において「通常の補助金交付とは性質が異なるもの」という認識がありながら、請求書の様式や補助金交付規則に基づくものであるなら資料の添付を求めるものではないか等のことを、口頭で監査事務局及び理事者に言ったことは、正式なものではなく不適切であった。また行政は、地元に対してこのことを監査員からの指摘があったとハウ説明をしてきた。

3) については、村民から行政への直接の声はなく、ブログの内容を引用したものであった。

これらのように、提案理由に根拠がなかったことが判明しました。また地元からの協議要請を聞き入れず、解決まで29年度分について交付しないという姿勢、また結果的に支払いが遅れたことについて陳謝すべきと考えます。

③本谷園原財産区は、経過に沿って正当な権利と示された手段で補助金として受け取っていたにも係らず、今回の件で不適切な手法で不法に受け取っていたという印象を村民に与えてしまいました。また行政・監査員・議会と本谷園原財産区との信頼関係も損ねてしまったことは否めず、有形無形のご迷惑をおかけしたと考えます。

議会はこのことを認識したうえで

- ⑨
- ・議選監査員は、本谷園原財産区からの質問に対し、真摯に応じてこなかった。また、議会に対しても指摘の一連の正確な内容について、説明する機会があったにも係らず行わなかった。また発言に一貫性がなかったため、結果的に議会の判断が遅れた。
 - ・行政は、本谷園原財産区へ根拠のない内容で説明した。また財産区からの要望や協議要請に応えず、支払いを滞った。また議会に対して、地元への提案やその後の状況について説明がなかった。

⑩ この点について、議選監査員と行政に対して謝罪を求めています。また議会といたしましても、調査・確認・判断が遅くなったことを反省し、今後は案件が発生したら、早い段階での情報収集をし、双方の考えを確認しその後の対応策に努めます。今回の対応の遅れについて改めてお詫び申しあ

て早期に正確に聞き取りをしておく必要がありました。

- ① 今回の再調査により、県からは「地域振興補助金交付への見解ではなく、一般的な補助金交付のあり方についてのアドバイスを頂いただけ」との確認ができました。改めて、議会としての対応を早期に行うべきであったと反省するものです。教訓として今後活かしてまいります。

- ③-1 交付金としての交付であれば、その使途については補助金としての扱いよりもフラットと捉えていると、議会が判断したと言うのであれば事務手続きの改善を地元をお願いするのではなく、行政に改善を提案することではないか。

言われるとおりです。

その後、議会として請求書の下段に財産区の権利を明記すること等、交付金としての交付のための書類とするよう村に求めました。内容が議会に提案されましたので、近日中に提案されると思います。

- ③-2 「報告書の表現が適切かの判断は聞き取り手によって解釈が違ってく」との説明は、官僚的な手法で私たちは間違っていない、受けた方が悪いという責任逃れ、どのようにもとれる説明は議会としてすることではない。

議会は正確な内容をわかりやすく表現すべきでした。

監査員からの指摘内容、県からの指導内容についての確認、また「税金逃れではないかと言っている住民もいる」という理由についての事実確認を行い、行政としての対応のまずさを指摘する中で、「本件の補助金交付は正当である」との説明とすべきであったと反省するものです。

- ④ 「報告書作成の時点では、行政に提案した事務手続きについて協議中との判断で、議会がその内容に注釈する段階でない」という回答だが「議会は二元代表制の議会として」行政に提案していることがあれば「この件について行政にこのような提案をしています」と住民に説明することであり行政が考えたことに追従することでない、立ち合い人であればなおさらと考える。

- ① 議会は行政に追従するのではなく、二元代表制の中での役割と責任をもって活動するものと認識しています。正確な調査と研究を行い、それに基づいた提案できる議会となるための力量を全員で付けて行きたいと考えています。

げます。

○質問状への回答

①-1 監査役にはどのような方法でどのような説明をされたのか。

議選監査員が補助交付の方法について指摘した件につき、当時議選監査員より議会に説明はなく、また議会も説明を求めた経過はありませんでした。

今回の議会としての再調査により、具体的な部分で見えてきた点は、先述のとおりですが、内容については本人の文書によります。

これらの一連の経過の中で、議会としての対応の遅れを反省すると共に今後、議選監査員や議会のあり方について検討します。

①-2 「毎年12月20日までに交付する」4月9日に支払いがされた 12月20日から、支払い実行日までの延滞金支払いの責任は。

この件については、根拠のない提案理由をもって行政が進めてきた手法により地元との信頼を損ねた点是否めません。議会としましては、まずこの点について、地元財産区への謝罪を求めました。

また議会としても、議長による指摘だけで進めた経過であり、議会としての対応をせず、内容を確認してこなかったことが、地元財産区の方々への対応の遅れにつながったと反省するものです。

尚、延滞金や費月弁償の件につきましては、損害賠償も含め今後慎重に検討する必要がありますので、時間を頂きたいをお願いします。

②-1 監査員の指摘は口頭ということですが監査役は2名です、監査役2名の指摘か。

議会選出の監査員が自らの意志で、口頭で事務局に言ったものです。

②-2 本件についての直接の指導はなかったとのこと。一般的なアドバイスであったということであれば、議会は行政にどのような対処をしたのか。

本件における行政の動きについて、議会が詳細をつかもうとする動きが遅かった点を反省しています。議会として、行政が財産区に求めた内容について

村 長	副村長	課 長	係 長	係	課 長	係 長
岡庭	佐々木	山本	佐々木	岡庭		

添付書類 第 6 号

土地賃貸借契約書

賃貸人 阿智村長 岡庭一雄 を甲とし（以下「甲」という。）、賃借人ジェイ・マウンテンズ・セントラル株式会社 代表取締役 白澤裕次 を乙とし（以下「乙」という。）、次の条項により土地賃貸借契約を締結する。

記

（賃貸物件）

第 1 条 甲は、その所有する別表に掲げる土地（以下「本件土地」という）合計 808,323.00 m²を乙に賃貸する。

ただし、観光施設財団の組成物件は、阿智村智里 4259-370 山林 330,314.00 m²とする。

（使用の目的）

第 2 条 乙は、本件土地を、智里西地区開発の事業用の敷地として使用するものとする。

（賃貸借の期間）

第 3 条 本件土地の賃貸借の期間は、平成 15 年 1 月 1 日から換算して 24 年間とする。

（賃借料の支払）

第 4 条 本件土地の賃借料は前払いとし、年 2 回払いの 8 月 25 日支払（7 月 1 日から 12 月 31 日までの地代分）金 1,353,538 円、2 月 25 日支払（1 月 1 日から 6 月 30 日までの地代分）金 1,353,537 円とし、甲の指定する金融機関の口座に振り込んで支払うものとする。

尚、支払日が金融機関の休日の場合は、直前営業日に振り込むものとする。

（賃借料の改定）

第 5 条 賃借料の改定は甲、乙、協議の上行うものとし、3 年目毎に行うものとする。但し、賃借料の改定協議は前年の 12 月 10 日までにを行うものとする。

（延滞金）

第 6 条 乙は、第 4 条の賃借料をその支払期限までに支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、当該賃料の金額 100 円につき 1 日 4 銭の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く）を付して支払わなければならない。

(特約禁止事項等)

第7条 甲、乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。但し、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときにはこの限りでない。

- (1) 乙は本件土地を転貸し、又は本件土地の賃借権、地上権を他に譲渡しないこと。
- (2) 甲、乙共に本件土地の形質を変更しないこと（但し、乙が現在計画している形質変更は除く）。なお、乙がその建設計画に基づき営業に必要な変更を行う場合は、この限りでない。
- (3) 乙は本件土地を第2条の目的以外に使用しないこと。

(土地の使用状況の変更)

第8条 乙は、本件土地に現在計画中の物以外に新たに建物を建築し、又は、将来既存建物の増築、改築等を行うときは、あらかじめ書面により甲の承諾を受けなければならない。

(契約の更新)

第9条 乙は、賃貸借期間の満了後、引き続きこの土地を賃借しようとするときは、賃貸借の期間が満了する12ヶ月前までに書面をもって甲に通知するものとする。その場合、本件契約は、更新されるものとし、賃借料その他の条件は、甲、乙協議の上決定するものとする。

(調査協力義務)

第10条 甲は、この土地について随時その使用状況を実施調査することができる。この場合において乙は、これに協力しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次各号の一に該当した場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 支払期限の3ヶ月以上賃借料の支払を怠ったとき。
 - (2) 第7条の規定に違反したとき。
 - (3) 乙の役員、社員が、暴力団又は暴力団に準ずる組織に所属していたとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を補償しなければならない。

(返還条件)

第12条 乙は、本件契約が期間満了、契約の解除、その他の事由により終了した場合においては、乙は本件土地をその終了時点の現状のまま返還するものとして、甲は乙に原形復旧を要求しないこととする。

構築物等については甲乙協議の上返還するものとし、返還に係る経費は乙の負担とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、この土地に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(収入印紙の負担)

第14条 この契約書に必要な収入印紙に要する費用は乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第15条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(紛争の決定等)

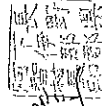
第16条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めない事項については、甲、乙同意をもって解決するものとする。

本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上その1通を保有する。

平成 23 年 12 月 1 日

甲 長野県下伊那郡阿智村駒場 483 番地

阿智 村 長



阿智村長

乙 長野県下伊那郡阿智村智里 8781-4

ジェイ・マウンテンズ・セントラル株式会社

代表取締役 白 澤 裕 次

別 表

物件の表示

契約地番	地目	契約面積 (㎡)	契約面積 (坪)	特記事項	坪単価 (円)	賃借料 (円)	賃借料合計 (円)
智里4259-327	山林	5,672.00	1,718.80		35	60,158	2,707,075
智里4259-516	山林	1,217.00	368.80		35	12,908	
智里4257-112	保安林	2,229.00	675.50		35	23,642	
智里4257-112	山林	2.00	0.60	電柱	70	42	
智里4257-99	山林	558.00	169.10		35	5,918	
智里4259-370	山林	114,686.00	34,753.30	(財)第7リフト線下	35	1,216,365	
智里4257-114	山林	755.00	228.80		35	8,008	
智里4259-416	山林	12,089.00	3,663.30		35	128,215	
智里4259-416	山林	57.00	17.30	電柱、支柱基礎	70	1,211	
智里4259-1130	山林	94,867.00	28,747.60	管理道路	35	1,006,166	
智里4257-99	残地森林	37,069.00	11,233.00		1.4	15,726	
智里4257-114	残地森林	4,763.00	1,443.30		1.4	2,020	
智里4259-370	残地森林	215,628.00	65,341.80	(財)	1.4	91,478	
智里4259-416	残地森林	39,929.00	12,099.70		1.4	16,939	
智里4259-1130	残地森林	278,802.00	84,485.50		1.4	118,279	

注：(財) は、観光施設財団の組成物件用地

備考

*形質変更地

4259-370…第7リフト線下2,486㎡

4259-1130…管理道路敷地4,564㎡

4257-112…電柱4本 2㎡

4259-416…電柱7本、支柱基礎8箇所57㎡

村 長	副村長	第 1 係	第 2 係	第 3 係	第 4 係	課 長	外 長
岡庭	本	岡	本	岡	本		



土地賃貸借契約書

賃貸人 阿智村長 岡庭一雄 を甲とし（以下「甲」という。）、賃借人ジェイ・マウンテンズ・セントラル株式会社 代表取締役 白澤裕次 を乙とし（以下「乙」という。）、次の条項により土地賃貸借契約を締結する。

記

（賃貸物件）

第1条 甲は、その所有する別表に掲げる土地（以下「本件土地」という）を（坪当たり・年額 田：460 円 畑：325 円 山林等：45 円として）乙に賃貸する。

（賃貸借の期間）

第2条 本件土地の賃貸借の期間は、平成9年1月1日から起算して10年間とする。

（賃借料の支払）

第3条 本件土地の賃借料は前払いとし、乙は年額金 746,479 円（別表内訳金額の合計）を、毎年12月25日迄に、甲の指定する金融機関の口座に振り込んで支払うものとする。

2 甲は、乙の経営状況により本件土地の賃借料を減免することができるものとする。

（賃借料の改定）

第4条 賃借料の改定は3年目毎に甲、乙協議の上行うものとする。

（特約禁止条項等）

第5条 乙は本件土地を転貸し、又は本件土地の賃借権、地上権を他に譲渡しないこと。
但し、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときにはこの限りでない。

（契約の更新）

第6条 乙は、賃貸借期間の満了後、引き続いてこの土地を賃借しようとするときは、賃貸借の期間が満了する6ヶ月前までに書面をもって甲に通知するものとする。その場合、本件契約は、更新されるものとし、賃借料その他の条件は、甲、乙協議の上決定するものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次各号の一に該当した場合においては、この契約を解除することができ、

- (1) 支払期限後の3ヶ月以上賃借料の支払を怠ったとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 乙の役員、社員が、暴力団又は暴力団に準ずる組織に所属していたとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

(返還条件)

第8条 乙は、本件契約が期間満了、契約の解除、その他の事由により終了した場合においては、乙は本件土地を契約終了時点の現状のまま乙の負担ですみやかに甲に返還するものとし、甲は乙に原形復旧を要求しない事とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第9条 乙は、この土地に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(収入印紙の負担)

第10条 この契約書に必要な収入印紙に要する費用は「乙」の負担とする。

(管轄裁判所)

第11条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第12条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙誠意をもって解決するものとする。

本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上その1通を保有する。

平成 23 年 12 月 1 日

甲 長野県下伊那郡阿智村駒場 483 番地

阿智村 長



乙 ジェイ・マウンテンズ・セントラル株式会社

代表取締役 白 澤 裕 次

別 表

物件の表示

契約地番	地目	契約面積 (㎡)	契約面積 (坪)	特記事項	坪単価 (円)	賃借料 (円)	賃借料合計 (円)
阿智村智里3742-1	田	596.00	180.6		460	83,076	
阿智村智里3742-2	田	1,106.00	335.2		460	154,192	
阿智村智里3742-6	田	492.00	149.1		460	68,586	
阿智村智里3751-31	田	870.00	263.6		460	121,256	
阿智村智里3741-4	畑	1,021.00	309.4		325	100,555	
阿智村智里3744-4	畑	578.00	175.2		325	56,940	
阿智村智里3747-16	畑	781.00	236.7		325	76,927	
阿智村智里3745-2	畑	764.00	231.5		325	75,287	
阿智村智里3744-9	原野	154.00	46.7		45	2,101	
阿智村智里3744-18	原野	212.33	64.8		45	2,898	
阿智村智里3751-8	雑草地	346.00	104.8		45	4,716	746,479

2 阿選 第 3 1 号

令和 3 年 1 月 8 日

亀 割 竹 男 様
熊 谷 章 文 様

阿智村選挙管理委員会
委員長 井原 康人



令和 2 年 1 1 月 8 日執行の阿智村議会議員一般選挙の当選の効力に
関する当選挙管理委員会の見解は、次のとおりである

1. 兼職の禁止について（地方自治法第 92 条）

地方公共団体の議会の議員は、一般的には他の職業との兼職を禁止されていないが、国会議員、地方公共団体の議員及び常勤の職員との兼職については議員の職務を完全に果たすために妨げになると考えられているため、禁止されている。また、公選法第 89 条においては立候補制限が定められており、常勤の国家公務員等についても、事実上兼職ができなくなっている。

今回これに該当する者（教育委員）がいたが、立候補前にその職を辞しているため、兼職の禁止に違反する事実は認められない。

2. 兼業の禁止について（地方自治法第 92 の 2 条）

地方公共団体の議会の議員は、当該地方公共団体に対し請負をするもの及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（請負が当該法人の業務の主要部分を占め、請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類似的に高いと認められる程度に至っている法人）の無限責任社員、取締役、執行役、若しくは監査役など兼業を禁止されている。

なお、議員が無限責任社員等を務める団体等が、当該地方公共団体から地方自治法 232 条の 2 の規定による補助金の交付を受けることは、営利的な取引関係に立つものではないため、地方自治法 92 条の 2 の請負に該当するものではないと解される。（平 30.4.25 総行第 94 号総務省自治行政局行政課長通知）

村からの支出のほとんどが補助金である社会福祉法人阿智村社会福祉協議会、自治会、一般財団法人阿智開発公社は、村との請負が業務の主要部分を占める団体には該当しないものであり、兼業の禁止に抵触しない。

以上のことから、当選の効力は有効である。



決 定 書

異議申出人

阿智村智里 1817 番地 1 伏谷団地 16 号

亀割 竹男

阿智村智里 3643 番地イ

熊谷 章文

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和 2 年 12 月 10 日付けで提起された同年 11 月 8 日執行の阿智村議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）に係る異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

申出人の異議の申出の要旨及び理由を要約すれば、次のとおりである。

本件選挙において、公職選挙法 90 条、104 条、地方自治法 92 条の 2、それら関連する各条項に抵触する議員 7 人が、公的団体の役員や自治会長などを事前に辞職を行わずしての選挙活動及び、当選者となって議会議員の職務に当たるのは公職選挙法、地方自治法の違反にあたる。

決定の理由

選挙に関する異議申出は、公職選挙法（以下公選法という。）第 265 条により行政不服審査法による不服申立をすることができない旨定められており、公選法で特に規定する不服申立、すなわち選挙人名簿の登録に関する異議の申出（同法第 24 条第 1 項）、選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て（同法第 202 条等）並びに当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て（同法 206 条等）に限り、これを行うことができる。

このうち当選の効力に関する異議の申出が許されるのは、公選法第 206 条第 1 項の規定により、法第 101 条の 3 の 2 項の規定による当選人決定の告示の日

から 14 日以内に限られる。ただし、その末尾が祝日、日曜日その他の休日に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。

当該当選人決定の告示の日は令和 2 年 11 月 8 日である。この結果、申出人が異議の申出をすることができるのは同年 11 月 24 日までであるが、本件異議申出書が当委員会に提出されたのは令和 2 年 12 月 10 日であり、法定の期間を経過した後であった。

したがって、この異議の申出を不適法なものと判断し、却下せざるを得ない。
よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和 3 年 1 月 8 日

阿智村選挙管理委員会
委員長 井原 康人



この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で長野県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。